

令和4年度 第3回 長野県社会福祉審議会地域福祉計画専門分科会

日 時 令和5年1月13日（金）13：30～15：30

場 所 長野県庁会議当 第1特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

○事務局 本日の専門分科会の開催について御報告いたします。委員総数10名全員の出席を得ております。よって長野県社会福祉審議会運営規程第6条第3項の規定により、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

また、県の審議会等の設置及び運営に関する指針に準じまして、本分科会の傍聴を認めるとともに、議事録及び会議資料につきまして、県のホームページのほうへ公表してまいりたいと考えております。議事録につきましては、発言者の氏名を明記した上で公表させていただきますので、後日内容については御確認させていただきます、お願いいたします。

それではこれから議事に入らせいただくところなのですが、今回のこの分科会につきましては、7月に第1回、それから11月に第2回と、大変お世話になっているところでございます。今回、最後の分科会になりますけれども、委員の皆様から、活発な御意見をいただけますようによろしくお願ひしたいと思います。

それではこの後の議事の進行につきましては、長峰会長よりお願ひしたいと思います。

○長峰会長 3回目ということで、ちょっと今日来てみたら立派に見えるものですので、ちょっとびっくりしたのですが。2回の私たちの意見がしっかり反映されているかどうかを見ていただいて、ぜひ、いい計画にしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、座らせていただきます。

それでは、議事を進行してまいります。会議事項ですけれども、次第3の第2期地域福祉支援計画について議論したいと思います。まず、事務局の説明をお願いします。

○事務局 <資料に沿って説明>

○事務局 今後のお願ひということにもなってしまうのですが、この計画の内容を具体的にイメージするために、分科会の委員の皆様のご取組というものを、記載できればよいと考えており、御協力をお願いできればというふうに考えております。今回計画

を作るに当たって、施策を並べるだけではなくて、皆様の地域における取組を取材させていただき、一緒に掲載させていただければ、かなり具体的に読んで分かる計画になるのではないかと考えておまして、今回、御協力を求める次第でございます。

○長峰会長　ありがとうございます。たくさん資料をいただいたということで、少し整理が必要だと思えますけれども。まず、基本理念を目指す姿、施策体系等について言われたような気がしております。資料2の1枚のものが、大体の概要というふうになっておりますので、それを少し見ながら、場合によっては資料3の横の表を見ながらということですが、まず、大きなところで、前回から御議論いただいた部分が、しっかり反映されているかどうか、御意見をいただければと思います。

戸田委員さんから口火を切っていただければと考えておりますが。

○戸田委員　この資料2の施策の視点というところに、学びの推進、場づくりというのは、私も前回発言をさせていただきましたけれども、非常に今、学びというものと、あと場所ということが、私が現場で仕事をしていても多くの方から、居場所というキーワードが出てきますので、非常に関心事の高いことで、1つ視点として入っているのはとてもいいかなと思いました。

あと、目指す姿の1番目の右側の体系のところ、幾つか多様性の学びと交流の場づくりという項目が出てきますけれども、私の中では、交流という捉え方で広く捉えられるのでいいと思うのですが、1つ対話の場ということが、今年までですか、総合5か年にも、学びと自治という中にも対話というようなことが、ほかの課でも多分うたっているとありますが、交流の場のイメージに、ただ楽しく交流するというだけでなく、今、若者と高齢者とか、本当に多様な人たちが対話することによって理解し合えるということが非常に感じます。対話の場づくりみたいなものが交流の場のイメージかなと感じました。

○長峰会長　ありがとうございます。対話の場というのは、とてもすごく具体的で、ぜひ取り入れていただければいいなと思います。

○戸田委員　資料2を見せていただいて、ちょっとここ入れたほうがいいなと思っていたら、資料3に書かれていたので。

この人材の、2の1ですね。地域活動の人材育成のところ研修等、次に、支援、人材の交流、ガイドライン作成。専門職ではなく、広く活動する人材・コーディネーター・ファシリテーターというこの辺は、私も実際コーディネーターを長くやっておりますけれども、どんな場面でもコーディネーターというよりも、コーディネーションですね、コーディネーションを持った人材が様々な団体・組織にいることによって、そこでの活

動もしくは事業展開が深まりと広がりを見せていくなということを非常に感じています。コーディネーターというよりもコーディネーション力を持った人材の育成というのは、地域福祉への視点からも大事なことです。それは専門職だけではなく、住民レベルでコーディネーション力を持った方たちをたくさん増やしていくということがより地域を醸成していく、排除しない、様々な多様性を認め合う地域にしていくという点でコーディネーション力というのを、少し付け加えさせていただきます。

○長峰会長　ありがとうございます。

それでは改めまして、資料2の全体の概要のところ。その後、少しそこで議論をいただいた後に、今の具体的な施策等を、第4章に該当する部分をそれぞれのぜひ御分野から御意見をいただければと思っております。

まず、それでは、理念とか、先ほど視点、体系、大きなところで、ぜひ御意見を願いたいと思います。

まず、学びというキーワードが少し出ておりますが、前回、戸田さんとそれから亀井委員さんからも、学びというキーワードが出ていたと思いますが、まずは口火をお願いしますでしょうか。

○亀井委員　亀井でございます。学びという言葉を入れていただいたことで、すごく広がったのかなという印象を持っております、ありがとうございます。学びの対象として、すいません、私も資料を読み込むどころか、お昼休みに一生懸命に読んだだけなのですが。学ぶというのがここで見ていると、大人の学びはすごく丁寧に書いてあるのですが、まさに、福祉の人材養成の場における学びについて、特に言及されていないように思っています、ちょっとそこを寂しく感じています。

もちろん福祉大学校をはじめ、それぞれの保育士ですとか介護福祉士、あるいは広く看護師あたりまでも含めて考えたときに大学の自治というものもございますので、行政の側から学びについて、手出し、口出しができないのは言うを待ちませんが、長野県に残って、長野県で福祉を学んでくれている若者のことを、私たち大人は無視をしてはいけないと思います。

彼らの学びの意欲を、この福祉計画の中でどんなふうに落とし込んでいくのか、そこが2節の先ほど出た、地域活動の人材育成に当たるのか、あるいは、3節1項の専門人材の育成というところに当たるのかは、先生方皆様のお考えにもよるとは思いますが、施策の中でも県やそれぞれのお立場の方が、様々な催される研修や学びの場に、積極的に長野県で福祉を学ぶ学生たちに、その学びの場を提供する。一緒に学ぼうよというふうに声をかけるような施策を展開できれば、いいのではないかなと思っております。

手前味噌になりますが、私共の長野県医療的ケア児等支援センターで行ってきた研修を、他県で学んでいる長野県出身の学生が、長野県に帰って就職するときに備えて学

びたいからと受講してくれた例がありました。それも考えると、若い人たちの学びというものを、福祉を志す人たちの学びの姿勢、その意欲に私たちはこの福祉計画の中で、どんなふうに応えればいいのかというの、そういった観点をぜひ入れていただきたいなと思います。

○長峰会長　ありがとうございます。私の意見も付け加えさせていただきますけれども、2番の1番ですね、地域の支え合い促進の人材育成の中で、学生の体系的学習の一環での地域での学びが非常に広がっていますので、そこをぜひ取り入れていくということは入れていただければなと思います。

それから、3番の専門人材の部分ですけれども、社会人養成課程が変わる中で、本当に地域で学ぶという過程が、すごく何十時間も増えてきています。

佐久大学に、先日、行事で行ったのですが、まず、福祉を学ばせる前から地域に出すと言ってましたね。福祉の視点で地域を見るのではなくて、福祉をちゃんと学ぶ前から、地域に出すのだということを言ってますので。専門人材の育成の部分でも、地域福祉とかソーシャルワークとか、非常に大きな課題になっていっていることを意識いただければと思います。

この辺は、佐藤委員から見たらどうですか。

○佐藤委員　今、佐久大学の話が出たのですけれども、実は私の今の居場所づくりでも、佐久大学の学生がたくさん来ていて、実質的にすごく双方の学びになっているのですね。課題を持った子供たちが多くの中で、学生さんが1年生でまだ社会福祉を習っていない子たちも来ていて、ちょっとした出来事があったのです。

その出来事を、大学の先生にお返ししたところ一回事実確認をしながら、学生の生きた学びの場になるからということで、大学のほうで居場所であった出来事を、スーパービジョンしてもらって振り返りの場を作ってくれています。

それをやったと同時に、当方の居場所づくりの課題も明らかになって、その学生さんたちは悩んでしまった課題に関して、私どもの受け入れ態勢や在り方についても気づきがあり、非常に外の風が入るということは大事なことで、実習もそうなのですけれども。双方とてもよかったということになったのです。

社会福祉実習とか、あとボランティアとか、どんどんフィールドワークみたいなものを地域で相互に増やしていく、そうすると現場もよくなるし、学生もよくなるし、その相乗効果が、その先にある地域福祉の力を授与されたりとか、福祉の力がもっと高まっているかというふうに思っています。

あと、ソーシャルワークの話が出たのですけれども、ソーシャルワークの視点がちょっと弱くなってしまったかなと思って、前回の計画では、しっかりソーシャルワークという言葉をはっきり計画の中に出されていたのですが、ここは弱くなっていて、専門人

材というのが介護なのか、それともソーシャルワークなのか、曖昧になってしまったかなと思っています。

そのあたりは、もちろんケアの現場の職員もそうですし、それからソーシャルワーカーもそうですし、特に相談支援の体制とか人材の育成とか体制づくりについても、結局のところ、全ては人ですので、人の育成というところにしっかり言葉を統一しながら入れ込んでいただけるとよろしいと思いました。

○長峰会長 はい、お願いします。

○亀井委員 すみません亀井です。ちょっと付け加えさせていただくと、福祉大学の外部評価、これは令和3年度ですが、ここにも地域に出ること、そして地域につながる大学、学生であってほしいという御指摘があったのもあります。

また、地域につながった学生生活を送ることで、長野県内でやがて地域の福祉を担う若者人材として根付いてくれるのかなというところがあります。

今年度の議会で議員さんから、せっかく育てた保育の学生が、東京にみんな就職してしまうという指摘があったりもしましたので、長野県で育てた若者が長野県でケア、あるいはソーシャルワークの担い手として、しっかりと根付いてくれるように地域に開かれる学校。また、学校に地域が積極的に関わっていけるようなそんな関係性を、構築して行くといったようなことも計画の中に、ちょっと入れていただければなと思いました。

○長峰会長 ありがとうございます。若者の視点、学びを具体的に専門職の養成とか、もっと幅広い若者の学びにつなげるというお話をいただきました。ほかのテーマでも結構です。このテーマに関連してでも結構ですが、いかがでしょうか。

横山委員さん、ここはいかがでしょうか。

○横山委員 横山です、よろしく申し上げます。ちょっと私の方で考えていたことがあって、それがいったいどこに入るのかなということを考えて、ちょっと停止しております。

例えば、私たち支援をしていく中で、若者たちが、自分たちが支援を受けた側なので、今度はそういうふうに支援をしていきたいという、学びたいと思う子たちは結構いると思うのですけれども。

そういう人たちが、例えば大学に行って、またここに戻ってくるから、この会社に就職させてよとみたいなのを、よく言うような子とかいるのですけれども。いや、そのときにあるときにあるかは分かりませんみたいなそういう返答しか実際できなくて、そういう若者は、実は多いのじゃないかなというふうに思っています。

その学びを得て、実際に先ほどの話の中にも少しありましたが、働く先とか学んだことを活躍できる場とか、今実際に既に働いていて、その人たちのための研修とかではなくて、新たにそういうところに入っていききたいな、福祉の分野をやってみたいな、地域やってみたいなという人たちが活躍できるような、地盤とかそういうものが必要ではないかなというふうに思っています。

それを考えて突き詰めていくと、そもそものその団体だとか、そういうところの力によるものというふうになってしまうので、前回の話の中にもありましたけれども、やっぱり団体が継続できるようなそういうようなものもこの中に入っていきいかなというふうに思いました。

やっぱり団体がつながっていく、継続して行くというのは、とても大事なことかなというふうに思いますので、特に私たちNPOだと、地域課題が解決しない限りは続いていくというところで、解決すればさよならみたいなの、そのような団体だと思います。ただ、やっぱり若者だとか、こういう地域福祉というのはなかなか解決していくようで長丁場かなというふうに思いますので、つながっていかれるようなそういうような地盤というのが必要かなというふうに思っています。ちょっとどこに入るのか全然分からなくてすいません。お願いします。

○長峰会長　堀田さん、ちょっと難しい御意見なのですが、大丈夫ですか。

○堀田委員　そうですね、今のお話を先ほど来からの学びを働く人が活躍できるようなところについては、今の分け方というところ、2の2であったりとか、そういったところで、いろんなNPO法人さんだったりとか、団体さんというところでの活躍できるような取組というあたりになってくるのかなというふうな印象は持ちました。

○長峰会長　ありがとうございます。団体のところというのは、ストレートに計画化するのは、ちょっと難しいかなと思ったのですが。支える支援者を支えるというキーワードにつなげることもできるかなと思ったのですけれど。

○佐藤委員　今までの話の中で、やはり育てた学生さんたちが、地域で定着するには、職場がなければダメなのですよ。今、団体さんの話も出ましたが、団体さんでもそうだし、もちろんこういった社会福祉協議会や行政もそうですし、社会福祉法人もNPOも、みんな身分保障が担保できるかというのは、非常に重要な問題で、今は福祉現場というのは、臨時職員であったりパート職員とか、とても安い給料で働かされていて、実際に夢が持てるのかというのが本当にあると思うのですよね。せっかく福祉に夢を持って、志を高く入ってもらっても、そういう職場がない、または自分の身分保障ができないということになれば、若者たちはやはり福祉業界から外れていくと思うので

すね。

ですので、育てると同時に、そういった受け皿をきちんと担保できるようにしていくべきだし、もっと言えば、その先に居る相談者とか地域住民のために、ちゃんとクオリティの高い相談支援だとか、コーディネーションを求めるのであれば、やはり専門職の資質向上は、絶対に外してはいけないと思うので、そこへのつなぎですね、3のおそらく1とか、3の2とかにそういった文言を入れていただけるとよろしいのではないかと思います。

○長峰会長　ありがとうございます。ちょっとここはできる限り御努力をいただければというふうに思います。

学びから若者を育てるというキーワードでお話をしておりますけれども。関連して、あるいはまた別の視点でもいかがでしょうか。

○小池委員　私は今障害者の就労の場を用意している事業所をやっておるのですが、そんな中で、1番の、多様な当事者の理解という、ところで多様性の学びと交流の場と書かれているのですが、そこのところで実感しているのは、これからの専門職として福祉をとという方たちだけでなく、逆に地域の人即ち地域住民ですね、その人たちにいかに当事者、障害者のありようを理解していただけるかという事が、一番かなと私は今は実感しています。

今、コロナ禍の中、地域へ出て少しでも障害者の力が役に立てばという、そういう側面からいろいろ外へ出て行ってお仕事をさせていただいているのですが、そんな中でも、なおかつ障害者は何ができるのだとか、どういう人たちがいるのだというような、感じを受け何となく障害者という手のかかる方たち、それから何か人に支えていただかないと仕事ができないじゃないかというような、そういう観念を持たれた地域住民が、多いような気がしています。そんな中で、言葉でいろいろお話しするよりは、現場にどんどん出て行って、逆に実態を見ていただくという、そういう姿の中で当事者の理解というのは進んでいけるのかなという、そんなことで、今は実際に実践をしているのですが。

第4章の28ページのところにも、「ともに生き、支え合う社会の実現に向けては、学校教育と併せて、地域、企業等での意識の醸成に取り組むことが重要である」という、この文言を、私は大切に計画を進めていただけると、具体的な姿とかそういうものが、先ほど地域における実際の取組になるというようなお話も出ておりますが、そんなところで具体的なものが出来たら、ありがたいなとそんなふうに思っています。

○長峰会長　ありがとうございます。確かに、多様性を認め合おうというところの具体策

は、28、29ページ、もう少し頑張りたいと思いますね。

ほかのテーマでも結構ですが、ある程度大きな理念の状況、背景の部分で御意見をいただいております。堀田委員さん、お願いできますでしょうか。

○堀田委員　今の流れで行くと、私も同じところで住民レベルの学びというところと、専門職の学びと少し区分して書いておいてくれると。両方大事なポイントだと思うので。中を読んでいくと書かれているのですけれども、地域の人がそれぞれ少し寛容になっていくことでみんなが生きやすくなるということを私たちも目指しています。ですので、より人が見えるように交わるようにという活動をしています。当事者が変わらなければ社会に出るのはは厳しいと評価される方もいますが、受け入れる側が寛容にそこを良しとすれば、彼らは変わらなくても大丈夫と言える人が地域の中に増えてくれば良いと思います。専門職の方も本人が辛い目にあわないようにという意味で言っているので、どっちに働きかけるかという、地域にも働きかけたいところです。地域も変わっていただきたいなということが促されると、よりいいかなと思いますので、そういった表現が入っていけばいいかなと思ってます。

ごちゃまぜの場で、みんなが見てくれる、関わり合う場があることが、それこそが学びの場になるということをお願いしたいと思います。ごちゃまぜという言葉を使う理由は、共生社会という言葉からくるちょっとした固さを少しおいて、誰でもやれることなのだよという身近さを伝えたいなと私たちは言っています。

という意味で見たときに、今、イメージ1のところ、ごちゃまぜの社会と書いてありますが、どちらかというと具体的にごちゃまぜの場づくりをしましょうと言ったほうが、言葉としては受けとる側は分かりやすいのかなという気もしていて、どこでこの言葉を使うのかなと考えていました。

もし、今のところで使うのであれば、このイメージ1の言葉の中に、お互いに関わり合いながらとかという言葉がどこかに入ると、ごちゃまぜという言葉が出てくる意味がもう少し分かりやすくなるかなと思います。

あと、もう1つ、この中を読んでいくと、一部具体なところに記載していただいたりもするので、やっぱり何度も言っている、福祉部門以外との連携というのを、促す言葉がどこに入るかなというところで、もうちょっとわかりやすく、福祉分野以外との連携も期待されるという言葉が一言入ってくるといいかなと思います。

29ページとかの交流の場づくりを見ていくと、マルの中に、結構具体的に「高齢の男性も気兼ねなく行くことができるコンビニエンスストア」とか、そういったことで多様な産業とか、市役所のほかの施策とも連携しながら、場を作っていくことが求められるみたいなことがあると、よりそういうことだなと分かりやすいのかなというふうに考えていました。

そんなところです。

○長峰会長　ありがとうございます。横山委員、お願いします。

○横山委員　すいません、横山です。ちょっと一言、言葉を確認したいなと思って、質問ではあるのですが。資料2の理念のところ、2つ目の真ん中のポチのところ、「様々な人や組織の協働により」というこの協働というのが、私たちNPOの立場だとよく聞く言葉というか、そういうようなところなんですけれども。どちらかという、同じ立場で行政と一緒にやるみたいな、そのような意味合いが強いというか、民間と行政みたいな、そのような意味合いなのかなというふうに、個人的には思っていたものですから、例えば、いろいろいろいろな人と通じていくということになると、企業と企業かもしれないし、ちょっとまたこの協働というのが誰と誰を指している言葉なのかなというところで、ちょっと教えてもらえるとうれしいです。

○長峰会長　はい、お願いします。

○事務局　今おっしゃられた行政と民間との協働、確かによく使うのですが、私はそういう意識では書いていなくて、割と横山委員がおっしゃられたような、いろんな組織同士だったりとか、人と組織だったり。行政と民間も当然ありますけれども、そういうイメージを持って、言葉を使わせていただいております。

○長峰会長　他機関協働という言葉はあまり官民関係なく、ごちゃ混ぜでというニュアンスだから、そんなに私は違和感ないかなと思ったのですが。この言葉は、また事務局で最終的に確認していただければよろしいですね。

伊藤委員さん、いかがでしょうか。

○伊藤委員　どこからどういうふうにお話をしたらいいのか、ちょっと迷いました。

本当に策定の理念という、「ともに学び」というのは、私もとってもいい言葉だなと感じました。資料2と資料3を照らし合わせるとより具体的になっているなということで、とても分かりやすいなという印象を受けました。皆さんたちがお話されているように、私もこの学びというのを、地域住民の学びと専門分野の学びというところは、やはり明確にしたほうがいいかなとすごく感じます。

それは、今自分たちの居場所を構築しているにあたって、住民の人たちがサービス提供だけを求めて来るのではなくて、やっぱり自分も役に立つという視点に立てれば、本当に専門的な知識がなくても、先ほど戸田委員さんがおっしゃったようにコーディネーション力というか、そういうものを地域住民に求めるほうが何かとてもお互いにそこを協力しあっていますよとか、あなたも役に立ちますよ、私も少しだけでもやらせて

もらってますよというような、本当に住民レベルのところを持っていけるのかなというのを感じます。

この具体的なものをずらずらお読みしてありますが、先ほど取材をされて現場のこういう取組をしているのがくつつくということで、いろんな場面とか、いろんな手法があるということをお伝えできるということでは、それは私も大賛成です。

以上です。

○長峰会長　ありがとうございます。ぜひ、伊藤さんたちを、ちょっと私はお邪魔したのです。素晴らしい居場所の活動をされているので、この計画にぴったりな内容になると思います。よろしくお願いします。

それでは、この計画の一番の目的は、市町村の福祉計画を支援するというのが、一番の目的ですので、澤柳委員さん、永野委員さんから市町村の立場も含めて御意見をいただきたいと思いますが、どちらが先に。

○澤柳委員　飯田市の澤柳です。今、お話をいろいろ伺いする中で、学びのほうですが、民生委員さんが新しくなり、民生委員がすごく危惧しているのが、住民に受け入れられないのではないかということ活動を活動の中で危惧されております。いきなり訪問しても、受け入れてもらえないのではないかという、そういう不安を持っている民生委員さんが多いです。そういったところが、学びというところで、地域の学びの中で民生委員さんという本当に身近な福祉の立場の人が、地域の中で活躍しやすいような環境が生まれるといいかなと思っております。

それから場づくりですけれど、場づくりも、障害の方の場、あるいは高齢の方の場、それから子供の間というのは、やはり今までもそれなりにあったと思うのです。これを重層的支援体制事業の中では、その場もごちゃ混ぜにやろうということを、すごく言っておりますので、例えば、子供さんが高齢者の何かのところに参加するとか、ここでないと参加できないじゃなくて、ここでも参加していいよ、あっちにも行っていいよというような、行ったり来たりができるような場づくりができるといいかなという思いもしております。

以上です。

○長峰会長　ありがとうございます。永野委員さん、お願いします。

○永野委員　飯綱町の永野です。学びの推進ということで、やはり福祉全般的になるのですが、虐待やら貧困、そのような詳細についての理解がまだ不足しているような現状でございます。そのようなことでいろいろ地域に入って、学習会等を行っているということで、この学びの推進については、大変いいかなと思っております。

場づくりにつきましては、やはり皆さんの御意見の中で居場所づくり、場づくりという御意見が多々出てきておると思っております。今、町で取組んでおります、地域課題解決するためには、複合的、複雑化した支援ニーズに対する、支援体制、そのようなことから、場づくりというのは重要なことと思っております。

○長峰会長　ありがとうございます。市町村のお二人にお聞きしたいのですが、施策の体系の3つ目の複合的な課題への重層的な支援体制づくりというフレーズが、ちょっと私は何かひっかかるのですけれども。

複合的な課題だけを対応するみたいに読めませんか、いかがでしょうか。市だとそういうことですか、でも、町だとこんなことじゃないでしょうか等、もっと包括的にというイメージじゃないかと思えますけれど。複合的じゃない課題以外は、対象じゃないのかなというようにも思ってしまうのかなと。

○澤柳委員　飯田市の澤柳です。重層的な支援体制づくりというところで、よく言葉としては複雑化、複合化というような言葉が使われております。

ただ、私たち飯田市が昨年4月から、体制整備に取り組み始めて、新しい窓口を設置して、どんな問題がよく出てくるかという、近所トラブルみたいな家族の中の問題というよりも、そのお家と周りの住民の方たちが直接福祉ではなく、例えば、ごみ問題とか、それから、汚水が湧き出してしまって当事者が全然対応できない、周りが困っている、その当事者は一体どういう生活をしているのだろうというような疑問や不安から行政も入ってください、何かいい方法はありませんか、という相談が窓口には寄せられております。

ですので、確かに複合的な課題への、というように、限定してしまうのはどうかと思うのですけれども、本当にいろんな問題があるので、その言葉をどうするかというのは、とても難しいかなというのは思っているところです。

○長峰会長　ちょっと言葉だと、出ないかなと思うのですが。ちょっと違和感はある感じですね。どんな課題も受け止めて、それからたらい回しにしないで重層的に対応していこうというのが理念かなと思いました。

○佐藤委員　そうですね。言葉でちょっと私も今思いつかないのですけれども、今、長峰さんがおっしゃったように、やっぱりどのような課題も見つけていくというようなことが、多分理念として、すごく大事じゃないのかなと思うので、そういった言葉を、少し工夫してここを表現すると良いのではないかと思います。

あと、もう一つ、先ほどからごちゃませという言葉、採用する方向で言ったのですが、確か、1回目のときだったか、ごちゃませという言葉、どう使っていこうかと

いう、確か議論もあったかなと思っていて。本当にこの言葉をひとり歩きさせてしまうと、誤解も多くなってしまうので、使うときに前後の文脈の中で誤解がないように、使うのであれば使っていないかと、逆に私たちが意図としてないような形で、一般市民の方に伝わる可能性もあるので、ここはよく考えて使っていたほうがいいのかなと思っています。

また、25ページの、先ほどあった様々な人や組織の協働は、分野や立場に限らず、組織の協働によりとか、何かそういうような言葉がやさしい言葉が付くと、全然意味が変わるのではないかと思いました。

○長峰会長　ありがとうございます。理念、施策の視点、体系につきまして、皆様から一巡して御意見をいただきましたけれども。その辺から、もう少し第4章ですね、具体的な施策の提案も含めて、改めて議論を進めていきたいと思えます。それぞれの分野で、もう少しこの具体的に、こんなことをというようなことを事務局がおっしゃるところでは、前の計画では、結局分野ごとに書いた部分が多かったので、今回はちょっと頑張っ、確か横串を刺すという表現にしているということで、御努力いただいたなと思っていますが、その分ばつと見てですね、いろいろ関心のある分野がどこにあるか大変難しいなということです。

そういう意味では、御自分でここはどうしても入れてほしいというものが、どこにあるか、ないかも含めて、御質問でも結構でも結構ですので、どんどん出していただければと思っていますが。

○佐藤委員　権利擁護のところは薄くなっているなというのが、気になりましたので、権利擁護のところをもう少し手厚く、安心して暮らせる環境づくりの32ページでしょうか、ここをもう少し丁寧に書き加えていくことをお願いしたい。

あと、私がもしかしたら、漏れてしまっているかもしれないのですが、身寄りの薄い方とか、身寄りに課題がある方、単身者の課題になるのですけれど、ここはもうこれから切っても切れないとか、外せない問題になろうかと思えますので、入れてもいいと思いますし。あと、地域の生活課題の中に、身寄りや単身者の課題というようなことが、課題というのも失礼かもしれないのですが、身寄りのない方や単身者の方も安心して暮らせる地域というのは、どういうことなのかというような言葉が入っていくと、とてもよいと思いました。

また、就労支援の話がたくさん出ていたと思うのですが、就労支援もどこかに吸収されてしまったのかなというところで、その就労支援も、参加支援とかそのあたりでもいいと思いますし。2の2のあたりでしょうか、そのようなところに入れていただく必要があるのかなと思います。

あと、もう一つ、多頭飼育、動物と人との暮らしも、地域生活課題としても、本当に

直面しているので、動物と人の共生も、言葉として入れたほうが、いいと思います。おそらくこれは地域福祉の問題になるので、まさに地域住民とのコンフリクトの問題の最前線の一つにはなってしまうのでお願いしたいなと思います。

あと、先ほどから地域の方に、なかなか対象者理解が進まないというようなことがあったと思うのですけれども。これは私どものような専門のソーシャルワーカーも頑張らなくちゃいけなくて、その複雑な課題がきたときに、ちゃんとその地域住民に御理解いただくように地域につなぎ直しているか、なのですよ。本当にお住まいのすぐお隣さんとか、地区の行政区の隣組さんとか、そういったところにきちんとつないでいて、住民の方に御理解をいただいて相互の仲を取り持って、そうすることで障がいを持っていたり、生きづらさを持っている方が、地域の方が本当の意味で理解ができるので、それがまさに地域福祉なのですけれども、そのあたりがやはり今後、専門職もそこをつなげていくという視点と地域住民もそういったところに関心を持っていくというか、両方の必要があるのかなと思いました。

以上です。

○長峰会長　ありがとうございます。事務局で、今、佐藤さんが幾つか指摘された中で、ここにありますよとか、補足があればお願いします、なければ結構ですが。

○事務局　身寄りの話は、どこに入るかというのがありますが。就労の関係は2の2のあたりで、農福の連携ですとか、あとはその他就労の問題、一つ活躍の場として、仕事の場という形になりますので、そちらに入ってくるのかなとイメージは思っております。

専門職が地域につなげるというようなお話は、どこかにあるといいかなと確かに思いますが、ちょっと検討させていただければと思います。

○長峰会長　ありがとうございます。ぜひ、今のような具体的な指摘を、これでもう3回目ですので、今言わないと委員会は終わりですので、ぜひ言い残しのないように御意見をいただければと思います。

どうぞ、どこからでも御発言いただきたいと思いますが。

○永野委員　飯綱町の永野です。施策の3番の複合的な課題への重層的な支援体制づくりの中で、一番下の重層的なことでひきこもり、医療的ケアというそのような関係の課題の中で、県では調査等を行って把握していきたいというふうになっておりますが、私としては、もう少しひきこもりなど支援が必要な人に対して、積極的に働きかけ、情報支援を届けるようなアウトリーチのような取組がちょっと薄いのではないかと感じております。

重層的支援対策事業の中にも、そのような事業が入っているわけなのですが、もう少

しそういう対象の方に対して、積極的に取組んでいくような体制づくりなど検討して
いただきたいと思います。

○長峰会長 ありがとうございます。まさにその辺はよろしくお願いします。

○事務局 はい、承知しました。

○長峰会長 どうぞ、ほかに、どこからでも結構ですので、よろしくお願いします。

○堀田委員 私は場づくりのところの表現というか、すごく頑張って書いてくれている
と思うのですけれども。

どこか今後の取組の方向性を、一言入れていただきたいと思うのが、この場づくり
の場が、やっぱり居心地がいい場所であってほしいというところをある程度強調して
いただけないかなというのがあります。居心地のいい場所というのは、サービスとか支
援を必要としていない人も巻き込んだ場所だと思いますので、そういったサービスや
支援を必要とする人も、そうでない人にとっても居心地のいい場づくりを進めましょ
うというようなメッセージがあると、もう少し目指している方向が分かりやすくなる
かなと思います。

○長峰会長 はい、お願いします。

○澤柳委員 飯田市の澤柳です。先ほど障害のある方の活躍の場というところで、農福連
携を、というお話があったかと思いますが、「農業関係者に対し、障がいのある人を農
業の担い手として位置づける」という書き方をされておりますけれど、先ほど小池委員
さんからもお話があったように、障害のある人だけではなくて、ひきこもりなんかは障
害が特にあるわけではない人たちなので、そういうところをうまく文章にしていただ
けるといいのかなと、限定するのではなくてもう少し広義の感で入れていただくと
いいかと思いました。

○長峰会長 よく使われませんよね、様々な生きづらさを抱えた方々というような表
現があるのですが。そんなことも参考に、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。だんだんページを少し読み込んでいただけるようにな
ってきた感じで、少し余裕が出てきたと思います。

○佐藤委員 事務局に質問なのですけれども。そもそも、という質問でいけないのですが
この施策の例と書いてあるじゃないですか。施策の例ということは、これはあくまでも、

「地域がやるのでしょうか、それとも県がやるのでしょうか」というところで、主体が曖昧にはなってしまうあたりを、どう整理していったらいいのでしょうかね、私も今考えていたのですけれども。

○事務局　今、施策の例として挙げているところなのですけれども、この施策展開というところは、基本的には県の施策としてやっていくものうち、今ちょっと例示して分かりやすいかなと思うものを、今は挙げさせていただいていると。

もっとあるのですけれども、今は若干限定させていただいているようなところもございますが、基本的にここは県として施策の展開を書かせていただいているので、だから、先ほどの広義の意味でのとか、広く捉えられるようなというのはその前段に入れて、障害者だったら障がい者支援課さんの取組だったりとかというような書き方になっていくイメージになっていくのかなと思っております。

○佐藤委員　ではあくまでも、そこは県行政さんがやられることを施策の例でという…。主体は県行政ということですね。

○事務局　そうですね。こちらは県の計画でございますので、県が勝手にほかの人たちのやることを書くわけにはいかないというところもありますので、そこはそういうふうに御理解いただければと。

○佐藤委員　分かりました、ありがとうございます。

○長峰会長　はい、お願いします。

○事務局　今の説明のとおりでございますけれども、県の関与、あるいは行政の関与というは、やはり広範囲にわたっておりますので、本当にながながの県行政そのものものではなくて、割合関与できるものを広めにはと考えております。そこはそういうことで御理解いただければと思います。

それから、この施策自体は、先ほど例という話がありましたけれども、まだ固まっているわけではないですし、本当にイメージが湧くようなものを基本的に挙げてあるということですから、しっかり書き込んではいないので、そこはまたふくらみを持たせるということでございます。よろしく願いいたします。

○長峰会長　ありがとうございます。ほかに御意見を申し上げます。

亀井委員さん、お願いします。

○亀井委員　ありがとうございます、亀井です。活躍の場づくり、交流の場づくり、前に出ていけない人が安心して暮らせる環境づくりのためには、先ほど出ていましたアウトリーチの支援が非常に重要で、安心して暮らせる環境づくりの中にアウトリーチの視点も、ちょっと加筆していただくとありがたいかなと。

活躍できない人もいっぱいいるんです、医療的ケア児さんなんかは、‘いてもいなくても同じ’と言われるのが、私は長女を育てていて一番悲しかったです。活躍できなくてもいい、交流できなくても、その人が幸せで安心して暮らせていけるように。安心して暮らせる環境づくりの中で、アウトリーチによる、そういった方々の把握と、その方たちのための安心の環境を届ける仕組みを、取組の中にきちんと取り入れていただくと、医療的ケア児を始めとする在宅医療をしている人たちを支える者として非常に心強いなと思っています。

以上です。

○長峰会長　ありがとうございます。補足なのですけれども、32ページのところに、今のお話ですけれども、学校教育における多様性の尊重というのがあって、社会教育における多様性の尊重というのも、ぜひ入れていただきたいなと思います。

実は、私ども県社協の職員が1人、文部科学省に出向しているのですが、担当業務が障害者の障害者教育ということで、一生懸命やっている中で、働く作業場の場では、なかなか言えない重い障害の方とか、そういう方でも居場所がって、学ぶことで生きがいを感じるという、それも保証すべきだということ、その業務を担当させていただいてものですから、計画に書いていただいても、国から何か持ってこれると思いますので、安心して書いていただければと思います。

ほかに、お願いします。

○澤柳委員　質問ですけれど、専門職の人材育成というところで、介護人材の不足とか保育士人材の不足については触れられているのですが、特別支援学校とか学級とか、障害のある子供さん、あるいはちょっと通常学級に入れない子供さんとかを支援する先生方の人材の不足というのはあるのでしょうか。何もないということであれば、ここに載せる必要もないのかなとは思うのですけれど。

実は、若干教員のこと、それから特別支援学校の学びを充実させます、というような言葉が書かれていますが、学校教育の中での福祉を支える人材は、果たして充足しているのかなというのを疑問に思ったので、もし足りないようであれば、そういったところの視点を入れたらいいと思います。

○事務局　充足している、不足してるというのは、今お答えできず申し訳ございません。

学校教育での特別支援学級みたいなお話というのは入れたほうがいいだろうとは思っております。32ページ、33ページのあたりにも、触れさせてはいただいているようなところですね。それに伴って、教員の不足をどうするかというところを、盛り込んでいくかどうかは、また検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○長峰会長　ありがとうございます。ほかに、どちらからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

1つ今の続きで御質問なのですが、学校教育の多様性の尊重というのは、どの程度書けるのでしょうか。32ページのところですかね。

○事務局　どの程度と言われると、難しいところなのですが、これは地域福祉計画ということになっていて、地域で暮らしていく上でという基本の範囲があるということで、1つ施設であるとか、1人で入所している関係になりますとか、あるいは、例えば学校の中での話というのは、直接は対象ではないと考えてますけれども。

それがやはり生活していく上で、やはりどうしてもやっぱり円滑な生活を送る上で、あるいは充実した生活を送っていく上で必要であるということであれば、この計画自体はくっきり範囲が区切られている計画ではないので、必要に応じて考えてまいりたいと思っております。

学校教育における多様性というところが、今の計画には、実はあまり載ってないところではございますが。総合5か年計画のほうにも載っているような項目もございますので、そういったものは、該当するようなものは入ってきてもいいのかなというふうには思っております。

○長峰会長　頭に学びの推進で多様性というのがあると、学校教育のインクルーシブ教育をどうすすめるかとか、普通はそこを見ますものね。その辺はできるだけ頑張っていたらいいかなというふうには思います。

もう少しまだ時間がありますので、まだまだほかの視点も含めて御意見をいただけますでしょうか。

○澤柳委員　現状の資料ですが、高校の中退の方の資料というのは、その先すぐに引きこもりあるいは就労ができない、福祉に直結する分野だと思うので、その資料が入ってもいいのかなと思っております。

○長峰会長　そこはお願いできることでしょうかね。

ほかには、いかがでしょうか、はい、どうぞ。

○佐藤委員　先ほど教育の話が出ていたんですが、先日、東御市に県知事が来てくださって、子供の子育てのテーマに住民懇談会をされていて、やはり非常に教育のことについて知事もとても課題だと思っていて、内容的にも変えていかなくちやいけないのではないかというようなことをおっしゃっておられました。

福祉側から逆に声を上げて、学校教育に関してこういうことができるのではないかかというような御提案が少しできると、とても素敵なんじゃないかなと。もちろん、特別支援学校の話、学級の話もありますし、インクルーシブ教育ももちろんありますし。その懇談会で、ある親御さんが重度の障害を持っているお子さんが、地域の学校に行けなくて、本当にとっても切ないのだと涙ながらに話されていたのがすごく印象的でして、本当はまさに地域でそういった方々を、特別な場所ではなくて受け止めるということこそが、福祉なので。それが推進できることというのは、やはり教育現場の福祉の話と切っては切り離していけない問題だと思うのですね。なので、そういった視点でも教育のほうと少し連携していただいて、どこまで書けるのかということも少し連携していただければと思います。

もう一つが、前回私のほうからお話をさせていただいた、他の県庁内の関係部署から意見を集約してはいかがでしょうかというような御提案をしたと思うのですが、今回、ここまでお書きになるにあたり、そういった他課との連携だとか意見集約というのはどのような状況になってらっしゃいますでしょうか。

○事務局　他課には意見を聞いておりまして、おっしゃるように、こちらの側から今までの皆様の議論を踏まえて、こういう施策を入れたらどうでしょうというようなものを、逆に提案させていただいたような部分もございます。

計画の施策の例というふうに入っているものについても、今まで計画に入っているものもあれば、そうでないものも当然入ってきているというようなことにはなっております。そのようなふうには進めさせていただいております。

○佐藤委員　ということは、県庁内の他部署とも共有しながら内容を落とし込んでいらっしゃるということですか。

○事務局　はい、そうです。それはそのように進めています。

○佐藤委員　ありがとうございます。

○長峰会長　ほかにはいかがでしょうか。

私から質問なのですが、中山間地、飯綱町さんは非常に人口が町としては少なくない町でいらっしゃると思いますが、人口が2,000人、3,000人、もっと小さいような中山間地、小さな村が頑張っているようなのがたくさん長野県にはありますが、ちょっとその辺というのは、特別な問題として地域自体を存続というところ、あるいは移住者が入って来ていてどう交わるかとか、今ちょっと私ところも業務の中で上がってくる声は移住者が貧困に陥ってとか、そういうなかなかスペシャルな問題があるのかなというふうに思うのですが。幾つか中山間地のという記述はあるなと思ったのですが、少しそこは長野県側ならではの問題として、共通をいただく部分があったほうがいいかなと思うのですけれども。

○事務局　どこまで落とし込むかというのは、ちょっと検討させていただきたいとは思いますが、いますけれども。

例えば、今おっしゃったような移住者だったりとか、それはあくまで移住者という特性が付いているだけで、実は別にここに含まれている人であるというような考えもあったりすると思うので、その辺はちょっと私も考えましたら、どこまで広げるのかなというところはあろうかと思えます。

○長峰会長　介護サービス、介護だけじゃないですね。生活の維持ができるのかというようなところは、地域の生活課題を示す部分かなと思いますので、もう少し調整策を。ほかには、いかがでしょうか。

○小池委員　現状から、このことはどこに入るのかという感じでお聞きしたいのですけれども。

例えば母子家庭で子供が障害を持っていて、うちの事業所に通って来ているのです。安心する環境づくりの中に入ってくるのかお聞きしたいんですけれども。母親も知的な障害を持たれて、最近ちょっと認知も入ってきているという現状の中で、なかなか生活自体をうちは日中活動の場しか見てないという部分がありますので、そういう家庭の全体を見ていく権利擁護とか学校教育とか、ここに幾つか環境づくりが書いてあるのですけれども、ここに委員としていらっしゃる方たちはいろんな組織を作られて、一人の障害者が私たちのような施設だけではなくいろんな組織の中で支えられていっているという中で、具体的にこんな状況を実際に組織をうまくつなげられるような、仕組みみたいなものというのは、あるのでしょうか、安心して暮らせる環境という中でどこか入れていただくというようなことはできないでしょうか。

こんなに立派な方たちがいらっしゃるの、こういう問題はこんなところで相談に乗ってもらえるというような、包括支援センターとかいろいろ身近にはございますけれども、なかなか入れるきっかけというものもできなかったり、相談する場所をどこに

ということで、私たちも相談はされても具体的にお話に乗れない部分もあったりするので。

何か本人たちにとっては本当に切実な問題でして、今あるので、そんな部分を安心して暮らしていけるための手立てというか、そういうものがどこかに施策としてあったらありがたいなと思っているのですが、ちょっと的外れた発言なのかもしれないのですけれども。現実の問題として、今直面しているものですから発言させていただきます。

○長峰会長　　いかがでしょう。

どうぞ、関連してですね。

○伊藤委員　　そうです。1つ何か抜けてるなとずっと思っていたんですが、本当に女性に特化したような福祉というのが、実は日本はすごく遅れていて、母子家庭とかそういう方たちをサポートする、安心してというのが全然できてないというのが、ずっと感じていたのです。

今の御発言をお聞きして、女性、確かにそうなのですね。子育てに迷っているお母さん、それからすごく自分の子育てに不安を抱いて、自分を追い込むというのでしょうか、そういうお母さんもたくさんいる中で、私ども最近始めたのは、ママたちが元気になる講座をちょっと企画してるのですが、やはり、心理学を学んだ人とか、子育てを実際に経験した人とか、助産師さんとか、そういう人たちが講師になって、とにかくママたちが元気にならないと、子供は元気にならないんだよねというようなことをしているのです。

この中にそういうものを特化した、本当に女性が一人でも子育てができるのだよという安心感みたいなのが、何かないような気がするのですが、どこかにそれが含まれたりするのでしょうか、ちょっとそこがやはり気になっています。何となくそこが何だろうと思っていたのですが、今の発言をお聞きして、はっと思いました。

○事務局　　順番にというか、恐縮なのですけれども。例えば、小池委員さんのおっしゃった、母子家庭で障害をお持ちでみたいなケースに、どう対応するかというのは、まさしく重層的な支援をどうするかというところにつながるのだと思っております、どこに入るかとすると、そこに入ってくる。要は母子で切るのか、障害で切るのか、あるいは、それが困窮しているからというところで切るのかみたいな話じゃなくて、相談できるような体制になればいいよねというようなイメージなのかなと、お話を聞いて思いました。

○小池委員　　そんなイメージのところがあるのですね。私が、充分、読み切れてないので、

申し訳ありません。

○事務局　先ほどから、女性で切るのか、どうなのかというのはありますが。イメージとして、私はちょっと思ったのは、要は女性も活躍する場を作るみたいなところ、2の2とかのあたりに入ってくるといいのか、どうなのかというところは思いました。

○長峰会長　ありがとうございます。はい、どうぞ。

○亀井委員　各家庭の養育力の低下については、私どもはすごく痛感しているところでして、これはまさに母子保健が頑張らなければいけない部分ではあるかと思えます。それは保健疾病対策課でしょうと押し付けて終わるものではないので。

例えば安心して暮らせる環境づくりの中に、そういったどんな状況にあっても、子供を安心して産み育てることができるような環境、環境というのは物的環境だけじゃなくて、人的環境のほうが、むしろこの場合は重要ですので、そういった人的環境を整えるとか、そういった視点もちょっと入れていただけるといいのかなと思いました。

本当に、育てる力がないのにお母さんになってしまって、途方に暮れている方たちが、元気な赤ちゃんを一人の命を産めただけでもそれで十分にお母さんだよと言ってあげられるような環境を、まさに複合的な多職種の支援を得られるような体制を作っていたきたいなど。そういう意味では、学校教育だけじゃなくて、まさに社会教育、社会全体でお母さん育てをしていく、母子愛着形成ですとか、あるいは母子相互作用の醸成といったそういったことを、支援しますよといった文言もちょっと入ると、お母さんが安心して子供を産める、子供が安心して育つことができるという、環境整備につながるかなと思えます。

○長峰会長　ありがとうございます。ほかには、どうでしょうか。

はい、お願いします。

○横山委員　安心して暮らせる環境づくりというところに入るのかなというふうに思っているのですが、前回も少し触れたかと思うのですが、ヤングケアラーのことに関してですけれども。

子供としての権利ということ、もちろん学ぶ機会は学校の中にもあるとは思いますが、実際にヤングケアラーになっている人たちは、それが自分のこととして捉えられていないというか、そもそも自分のうちが普通だと思っていますので、ちょっと何だかほかのうちとは違うなというのは、かなり大きくなってからじゃないと気付かなくて、すごく時間がかかったりというようなことがあります。もうちょっとそういう子供の権利というところの学びが、ここの(1)の権利擁護というところにも入るの

かもしれないのですけれども、この2の学校教育の中で、そういう多様性というところだけではなくて、障害だとか個性とかということだけではなくて、その家庭環境に関することの学びもあるといいのかなというふうに感じました。

以上です。

○長峰会長 堀田委員、お願いします。

○堀田委員 すいません、先ほどから出ている安心して暮らせる環境づくりですけれども、多分この文章の構成から見ると、先にお二方がおっしゃったような部分は、意図して書いてないですね。

多様性のところの理解を深めることで、その人たちが安心してということ、今の支援の話になると、この枠で話すことではない感じなので、2番目と3番目の多様な主体によるとかに含める方が良いかと。重層的支援のところでは支えていく話でも抜けているということであれば、横串を刺す話だと思うので、第2節のイメージと書いてあるところとか施策の視点とかということ、言葉として押さえつつ、2番目と3番目のところに足して書くというほうが構成としては分かりやすいと思います。

要は、安心して暮らせるというものが、この施策体系の2と3によって成さられていくのですよというところを、どう表現するかなんだろうなど。支えられる立場じゃないときは、支え手として、また地域の担い手としてどんどん活躍してもらいたいし。その人が支えられる側になったときに、そもそもさっきおっしゃっていたように、なかなか支える側に行けない人も、安心してそこの中でいられるのですよということを、どこで表現するかだと思うのですけれども、一番最初のところでやろうとすると無理があるかなと思いましたので、コメントだけです。

○長峰会長 ありがとうございます。

○事務局 堀田さんにお話しただいてしまいましたが、ちょっとそういう意図はちょっとなくて。先ほどの母子家庭の障害という話もそうですけれども、ヤングケアラーとかに関しても、どちらかという複合的なというか、今までスポットが当たってないようなところの重層的な支援の中で支援していくというイメージで、ちょっと書いてはございますというところですが、ちょっと検討はしたいと思います。

○長峰会長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

○佐藤委員 全般に外国籍の方の問題がちょっと薄くなってしまっているかなと思っております。1の多様性の尊重のところでも、一旦ちょっと外国籍の方のことに触れられ

たらいいとよろしいと思いますし。あと、参加支援のところですかね、次の多様な主体等の2の2などや、2の3とかでもよろしいと思うのですが。もう少し外国籍の担当課と少し検討していただきまして、そこでやられていることもあろうかと思うので、今の地域でも問題になっているのが、地域の行政側の相談窓口が外国籍相談の窓口がありますよね。

行政の外国籍相談窓口によっては、生活相談というのは、なかなか難しく、情報提供と通訳機能になっているところもあるとききます

今、まいさぼでやっているのは、外国籍の生活相談もやっていって行政の外国籍の相談の方と、どう連動していくべきか。実は私は外国籍相談もについて多文化共生の相談員さんといろいろお話を今している最中です。やっぱり外国籍の方の相談窓口もそうですし、外国籍の方が地域でどのように地域住民に交わり自然に交わりいけるのか、非常にこれから重要な課題になってくるかと思しますので、記載のほうをお願いしたいと思います。

○長峰会長　ありがとうございます。次に行くのは、よろしいですか。

○事務局　皆様方の方に少しお聞きしたいことがありまして、この前は居場所のことについてお聞きをしましたが。

実は今回、そういう各個別の属性ごとの切り口というのは、おっしゃられている関係もあって、あまり大きくは取りあがってないのですけれど。最初にちょっと御説明のところもありますが、このような計画と比べて、今回の計画の対応する社会の変化という面から見ると、やはり生活困窮という問題が顕在化してきたと。昔から、生活困窮的な話というのは、いろいろあるあったはずですが、行政の視点から言いますと、例えば生活保護という一つの制度の運営でありますとかそういったものについては、昔から議論があったところですが、例えば、生活困窮世帯に一律幾らの支給とか、こういった施策というのは、前回の計画を作ってから随分経ってから出てきたものでございます。今までの日本では、あんまりなかった施策です。

お聞きしたいのは、そういった生活困窮問題というものが、皆様方の御活動ですとか地域に与える影響で、様々なことが顕在化していると思うのですが、この計画でその辺のあたりを取り上げたほうが良いところがあれば、御意見いただければと思っております。

○長峰会長　ありがとうございます、確かにそうですね。本当に現金給付とか、あるいは食料支援とか、5年前は公的な仕事としては、そこまでやるかというようなことを、今はやるざるを得ない状況がありますけれども、いかがでしょうか。この辺の御意見を願いたいのですが。

澤柳委員、飯田市でこの間、ひとり親の家庭の方に食料支援の登録をしようと思った
ら、予想よりも倍が来ちゃって、ちょっと態勢を考えないとみたいなのを、ちらっとお
聞きしたのですけれども、ちょっと今のことに、澤柳委員さんから、御意見はいかがで
しょうか。

○澤柳委員 飯田市の澤柳です。生活保護に関する相談は、飯田市でも相談の段階では、
結構ケースが増えています。ただ、生活保護に結び付くかという、やはり車の所有が
問題になってしまって、基本的には車の処分と言われた瞬間に、相談者はそれを諦めざ
るを得ない。

じゃあ、どうするかといったときに、一番手っ取り早くできる方法としては、先ほど
の食料支援を受け、浮いたお金をほかに回すみたいなイメージで、食料支援をこちらも
御案内したりするケースがあり、生活保護という制度まで落ちてしまう前の人たちが、
本当にコロナ前に比べて増えているという印象はあります。

それから、自立支援事業の貸付の償還がもう始まっているかと思いますが、償還免除
の手続をする時に、誰かの手がちょっとあればちゃんと手続ができるけれども、借りる
時はすごく喜んで借りに行き、その後返すとなったときに、きちんと手続をしないまま
放っておいてしまうというような、最低限必要な手続がなかなかできない方たちが多
くいるのが見受けられます。

私たちは今、何でも相談係ということでやっておりますので、どうしても手続ができ
ないような方には、同行支援というようなこともさせていただいたり、それからまいさ
ぽにもついて行くとか、そういう状況ですので、確かに増えてはいると思います。
計画の中に、中間支援をしていただく組織を育てようというような文言があったかと
思うので、そこがすごく必要なという思いがしております。

○長峰会長 伊藤委員さん、お願いします。

○伊藤委員 私どもフードバンク信州さんとも連携しております。フードバンク信州で、
集まってくる食材を、まいサポを通して、その御家庭に送る、生活保護の世帯にも送る。
だけでも、ここ数年感じるのは子供たちの現状です。夏休みとか春休みに、こども応援
プロジェクト実施することで、学校を通して最初は夏休みになるとやせてしまう子供
がいるという問題から、申込書を作成し、家庭数配布を実施したことがあります、最初
の年は大変少なかったです。

それが年々多くなってきて、期間を延長しなければいけないほど。結局困っているお
宅に、かゆいところに手が届くという感覚でしょうか、こういうのを待ってましたとか、
必ずお送りするお宅に人数分とか、それから感想とか要望とかのアンケートも出すの
ですが、非常にありがたいと、こういうシステムがあることによってすごく元気をもら

いましたという感想が出てきました、食材も必要だけでも文房具とかも欲しいですとか、いろんなそこから見えてくるものが、本当に多くて。私たちフードバンク信州のところは、結局捨てられるはずの食材を生かすという活動と、困っている人にその食材を回すという、このサイクルを作っているのですが、これが今、何の支援もなく、寄付金とかボランティアとかそこの好意にすぎているのですね。

今、中間的な受け皿ということでは、フードバンクのような拠点をちゃんと作っていないと、地域や支援する人が、何かが足りない、これを欲している、今これをやればこの家族は元気になるかもしれないというそういう理解がないといけないのではないのでしょうか。これは難しいことですが、非常に必要なことでもあると思う。困窮しているという方たちが、SOSを自ら上げることがとても少ないので、フードバンク事業実施で当事者の声を通して、困っている方が本当に多いのだということを感じることができます。

なので、これをどうやって載せるかというのはちょっと分からないのですが、こういう小さな活動をしている人たちがたくさんいますので、そういう人たちが活動を継続できるような施策も実際に必要になってくるかなと思います。

○長峰会長　ありがとうございます。1つ提案がありまして、47ページの上から5個目のマルですけれども、ちょっと文章を教育と福祉が連携して、ヤングケアラーや困窮の家庭を把握をして、支援できる体制を構築しますというような、表現を変えていただけないかなというのが、1つの提案です。

それから、これは言葉のあれですが、フードバンク信州さんと県社協とは、今は民間の助成金で、今の食料支援のアウトリーチをする事業を、今助成金を申請しているということなので、取れば少し今おっしゃったような食料支援の団体も、また中間支援的な活動ができるかなと思っています。

ありがとうございます。そろそろいただいている予定の時間になっておりますので、最後に残したことがないように、御発言いただくようなものは何か、よろしいでしょうか。

○佐藤委員　先ほど、生活困窮のお話がありましたので、私は今はまいさぼの主任ですから、話をさせていただきたいと思います。まず、コロナ禍を通して、確かに相談がすごく増えましたが、現在は私ども東御市に関しては、通常の相談の件数に戻りつつあります。ただし、やはり内容が複雑化しているということが1点あるのと、それからコロナで特例貸付のおかげや、住居確保給付金が条件緩和になったということもあって、声を上げてくれることに慣れてきてくれた人もいるなというのが印象です。

借りるという行為をしたことによって、福祉部門にSOSを出して、一緒にちょっと頼っていくのもいいのだなというふうに思ってくれる。特に、やはり先ほどから出てい

る母子家庭の方とか、女性の貧困とか、そういったところというのは少し見えるようになってきて、つながりやすくなってきているという感覚はあります。

食料支援に関しては、もちろん皆さんがおっしゃるように現物給付として、やはり意味があると思っていて、私どもも、コロナ禍を機会に、月に2回2週間おきに取り来ていいですよ、必要な人はということと言っていると、もう恒常的に利用されている方がかなり多いです。

平成27年からまいさぼが始まって以来、ずっとつながり続けている人がいるのですよ。この方々というのは、恐らく困窮がある意味脱せられなくて、低空飛行のまま、ずっと来られていてつながり続けてらっしゃる方々もいるということ。つながり続けている困窮者は、増えているというか、困窮窓口のまいさぼに頼ってくださる人がいるということは、実際問題、困っているいらっしゃる方々は一定数、もうずっと存在していると。そこが逆にまいさぼとしては、新規件数が減ったとしても、つながり続ける支援に支援の手を差し伸べていくために、支援の負荷というか、支援対象が増えているという現実もあります。

もう1つが、先ほど生活保護の話が出ましたが、生活保護を本来であれば受けられるのに、様々な理由により受けないということです。ということは、そういう方々がまいさぼにくると、実は最後のセーフティーネットにまいさぼになっているのではないかと、私は思っていて、最後のセーフティーネットは生活保護のはずなのに、生活保護をその方々が利用しないために、まいさぼに来ると。そうすると最後のセーフティーネットがまいさぼということも言えるのです。この現実を本当に何とかしなければいけないと思うからこそ、私はいろんなところで生活保護の改正をよく言ってるんですけど。それも国に述べていかなければならないでしょうし、合わせてやはり生活困窮の実態を把握して行って、そこに何が本当に必要なのか、現金給付なのか、現物給付なのか。というかもっと言うと、社会保障全体を改革していかなければいけないという問題になってくるのですけれど。そこまでいくと、大きな話になってきてしまいますが、やっぱり困窮の問題というのは、コロナでしっかり明らかになってきた今こそ、しっかり目を向けて行って、実態把握からとか、それから現金・現物給付も含めて、いろいろな制度の改編とか、あと、地域でももちろん支えられることがいっぱいあるので、居場所づくりとか、ぜひ御検討いただきたいなと思います。

○長峰会長　ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。全体を通して結構ですし、また、1回目、2回目、3回目、全体を通して、最後このメンバーで御協議させていただくのが、これが最後になりますので、言い残していることがないようにお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここで今日のほうは、終了にさせていただきたいと思います。事務局において、これから作成作業を進めていただくということですが。そして、熱心に御協議い

ただいた委員の皆様の御意見を踏まえて、頑張ってくださいと思います。よろしく
お願いします。

それから、今後の予定ですけれども、2月6日に長野県社会福祉審議会が開催されま
す、この委員会の親会が開催されまして、私のほうで審議会委員の皆様に、分科会での
皆様の意見、検討の経過を御説明をさせていただくということで、それを踏まえて審議
会の委員長から、知事宛に答申する運びとなっているそうでございます。

答申案につきましては、本日、委員各位から出されました御意見、こちらを踏まえて、
私と事務局の間で預らせていただいて、調整の上、社会福祉審議会へ説明したいと思
いますので、会長一任としてさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○長峰会長 ありがとうございます。それでは、本当に3回にわたりまして、多くの御意
見をいただきましてありがとうございました。

前回初めて、私も関わらせていただいたのですが、本当に福祉計画を最初に作るとい
うことで、各分野の意見を全くかみ合わなかったところもありますが、やっぱり2期目
ということもあって理念も浸透してきたし、また、施策も含めた現場も動いてきている
というのあるというふうにすごく感じたところで、ぜひこの計画を、やっぱり計画案が
ないときは全然違いますよね。いろんなすき間をどんどん開拓していけるという実感
がありますので、ぜひ、また、みんなでこれをしっかりと進めていこうと、行政計画で
はありますけれども、また、その推進にもぜひ協力していきたいなと思っておりますが。
ぜひ、事務局から、これは5年の計画ですけれども、この後ちゃんと進めるかというよ
うなことというのは、何かみんなで確認する機会があるかどうか、そこだけまた教えて
いただければと思います。

いずれにしても、ちょっと不慣れな進行で大変恐縮でしたけれども、3回の議論を皆
さんの御協力で終えることができました。本当にありがとうございました。お疲れさま
でした。

それでは、事務局のほうにお返しをします。

○事務局 ありがとうございました。最後に私のほうから、ちょっと一言補足だけさせて
いただきたいと思います。

本日の「ごちゃまぜ」の言葉について、議論いただきました。事務局としても、どの
ように使うかは、非常に悩んでいるところございまして、背景とすると、言葉の印象
として1人歩きする形となると、なかなかちょっと難しい部分がある。かと言って、第
1回からの流れもありますので、計画の中でどんな形で、いい形で載せられるかとい
うのはちょっと検討しているところでございます。お願いします。

それから、施策の例という形で出ているところがございます。計画によっては、県の施策以外にも書いている計画はあると思うのですが、この計画については、県の施策を掲載するという御理解をいただきたいと思っております。民間との役割分担という話もあったかと思うのですが、民間なり市町村なりの取組については、現状や課題のほうに書けるものについては書いていきたいと考えております。

それから、他部署、他部局との連携ですね、これは重要なお話でして、今までの計画は4年間ということで、この総合計画の終わりに合わせて、ここで検討しようという背景がありました。ここからは5年間ということで、総合計画に合っています。ということで、一方的にこちらから他部局に聞くと、なかなか挙がってこないものですから、5カ年の計画を見る中で、出てきそうなものについては積極的に取組む、取り入れるような形を取っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

今後、進めさせていただいて、必要に応じて御意見を伺える場面があるかと思っております。

最後になりますけれど、分科会終了にあたりまして、手塚地域福祉課長から、御挨拶を申し上げます。

○事務局 手塚でございます。閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。長峰会長様初め、委員の皆様方には、本日で3回にわたりまして、非常に熱心に御協議いただきましてありがとうございます。分科会以外の場におきましても、御多忙の中、アンケートですとか議事録の確認など、様々なお手配をいただきまして、重ねて感謝申し上げます。

委員の皆様は、御経験されております現場の実情といったものにつきましては、また、お話をお伺いし、また、この計画の中でも掲載させていただければと思っておりますので、また、御協力方よろしくお願いいたします。

今後、本日までの御意見を踏まえまして、県の地域福祉支援計画をしっかりと作ってまいりたいと思っております。

また、皆様方に御意見を聞く場、ぜひ機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

この計画案、先ほど会長さんからお話がございましたけれども、進捗が大事であるということでございます。本当にそうだと思いますので、今後とも皆様方と一緒に、地域共生社会の実現に向けて努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

最後に、皆様方の益々の御健勝と御健康を祈念いたしまして、感謝の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、以上をもちまして閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。